運営規程［指定居宅療養管理指導・介護予防指定居宅療養管理指導］

（事業の目的）

第１条　医療法人社団聖心会阪本病院が開設する指定居宅療養管理指導事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業においては、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従業者が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上及び生活機能の維持又は向上を図るものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するも者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

５　指定居宅療養管理指導等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　医療法人社団聖心会阪本病院

二　所在地　東かがわ市川東 103 番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　医師１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅療養管理指導の提供に当たる。

二　医師　６名(常勤職員)

三　事務職員　２名（常勤職員２名　兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月３１日から１月３日までを除く。

二　営業時間　月､火､水､木､金､土曜日は、午前９時００分から午後６時００分までとする。

三　サービス提供時間、午前９時００分から午後６時００分までとする。

（通常の事業の実施地域）

第６条　通常の事業の実施地域は、東かがわ市（ただし、五名、福栄、引田町全域は除く）、さぬき市（ただし、多和、大川町松尾は除く）とする。

（居宅療養管理指導の種類）

第７条　居宅療養管理指導の種類は、次のとおりとする。

一　医師による指定居宅療養管理指導

（虐待の防止のために関する事項）

第８条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者等に周知徹底を図る。

二　虐待防止のための指針を整備する。

三　従業者等などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束適正化のための措置に関する事項）

第９条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメントの防止のための措置）

第１０条 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するとともに、医師等が安心して業務に従事できる環境を整備するため、職場におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント並びに利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントその他のハラスメントにより、医師等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化、相談体制の整備、発生時の迅速かつ適切な対応その他必要な措置を講じるものとする。

（利用料等）

第１１条　指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

２　交通費は、６条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一　通常の事業の実施地域とそれを越える地域との境界線上を起点として片道１キロメートルにつき１１０円（うち消費税１０円）を徴収する。

二　この距離は、直線距離ではなく、実際の往復走行距離により算定する。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（秘密保持）

第１３条　従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（苦情処理）

第１４条　利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

２　自らが提供した居宅療養管理指導に対する苦情を、利用者が市町・国保連合会に申し立てる場合、事業所は必要な援助を行う。

（従業者の健康管理）

第１５条　事業者は、職員の健康状態について、必要な管理を行う。

（会計の区分）

第１６条　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の会

計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第１７条　事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業所は、提供した具体的なサービスの内容等の記録等、その他の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から２年間保存する。

（情報の掲示）

第１８条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（勤務体制の確保）

第１９条　利用者に対して、適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、医師等の勤務体制を定める。

２　居宅療養管理指導事業所は、医師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

一　採用時研修　採用後３か月以内

二　継続研修　　年１回

（その他運営に関する重要事項）

第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

３ 事業所は、当該指定居宅療養管理指導等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

４ 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

５ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は諸法規を遵守し、医療法人社団聖心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。